

八王子市立学童保育所 指定管理者募集要項

(令和8年度 (2026年度))

令和8年(2026年)6月

八王子市教育委員会

生涯学習スポーツ部

放課後児童支援課

目 次

1	対象となる施設の概要	- 1 -
2	指定期間	- 1 -
3	管理運理方針	- 1 -
4	指定管理料の上限額	- 1 -
5	法令等の遵守	- 2 -
6	指定管理者が行う業務の範囲	- 2 -
7	リスク分担	- 2 -
8	賠償責任	- 2 -
9	管理業務に係る経費の支払方法等	- 3 -
10	応募資格	- 4 -
11	応募方法	- 5 -
12	募集要項等に関する質問	- 7 -
13	指定管理者の選定	- 7 -
14	協定	- 10 -
15	第三者への業務委託	- 10 -
16	情報提供	- 10 -
17	指定の取消し	- 11 -
18	モニタリングの実施	- 11 -
19	その他	- 11 -
20	問合せ先	- 12 -

別表 1	公募対象となる施設一覧	13-
別表 2	各施設に係る指定管理料の要求上限額	14-
別表 3	リスク分担表	15-

別紙 1	八王子市立学童保育所指定管理者	応募申請書等資料提供申込書
別紙 2	八王子市立学童保育所指定管理者	募集要項等に係る質問書

学童保育所の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び八王子市学童保育所条例（昭和 46 年 4 月 1 日条例第 7 号、以下「条例」という。）の規定により、学童保育所の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象となる施設の概要

公募対象となる施設一覧のとおり【別表 1】

※ 公募の対象は 10 学童保育所です。

※ 学童保育所ごとの選定となります。

2 指定期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで（5 年間）

《更新制度について》

指定管理者は、以下の条件を全て満たすと市が判断した場合には、合計 10 年以内、更新 2 回までにつき、引き続き公募によらず次期指定管理候補者となることができます。

- （1）当該施設に対する市の施策（施設の位置づけ）に変更がないとき。
- （2）次期施設運営の条件等について合意しているとき。
- （3）指定期間の管理運営の評価により、優良事業者と認められるとき。

3 管理運理方針

（1）管理運営の基本的方針

学童保育所は、遊びを中心として、子どもたちが異なった年齢集団の中で社会性を身につけ、一人ひとりの子どもたちの健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的としています。公の施設としての公共性、公平性を尊重し、学童保育所の管理運営を行うものとします。

（2）指定期間内の目標

- ア こども家庭庁が示した「放課後児童クラブ運営指針」に規定された基本的事項を踏まえ、学童保育所の設置目的を十分に理解したうえで、各学童保育所の実態に応じて創意工夫を図り、良質な保育の提供と機能の向上に努めてください。
- イ こども家庭庁と文部科学省が放課後児童対策の一層の強化を図るため取り組むべき目標として掲げる「放課後児童対策パッケージ 2026」の方針にあわせ、待機児童解消への協力及び放課後子ども教室と連携した取り組みを実施してください。
- ウ 本市は保育の継続性の担保を重要視しています。「地域」において良好な保育を継続するためには、地域、学校及び保護者等との連携や協力体制が不可欠です。日頃から良好な関係を保ち、協働意識をもって管理運営にあたってください。

4 指定管理料の上限額

各施設に係る指定管理料の要求上限額のとおり【別表 2】

※ 支出計画額（5 年総額）がこの金額を超えた場合は、失格となります。

※ 指定管理業務を確実に履行するためには、適正な指定管理料の積算を行う必要があることから、価格の提案にあたっては積算内訳を提出していただきます。

5 法令等の遵守

指定管理者は、本業務の実施に当たっては、条例、同規則、八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、及び関係法令の定めに従うほか、基本協定、年度協定、業務仕様書（要求水準書）、その他市が必要に応じて指示する事項を遵守するものとします。

6 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 条例第3条第1号に規定する、学童の保護に関すること。
- (2) 条例第3条第2号に規定する、学童に社会性を身につけさせるために行う指導に関すること。
- (3) 条例第3条第3号に規定する、学童の健全育成のために必要な事業に関すること。
- (4) 上記(1)～(3)に付随する具体的な業務

ア 学童保育運営に関する単価50万円以下の物品の購入（ただし、単価が消費税込み5万円以上の物品の場合は市の事前承認を要する。）

イ 学童保育運営に関する行事等の企画・実施

ウ 学童保育所の日常活動の記録及び報告

エ 施設、付帯設備及び物品（以下「施設等」という。）の1件50万円以下の保守及び維持管理並びに施設等の修繕（ただし、市が加入する建物保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。また、1件消費税込み5万円以上の修繕の場合は市の事前承認を要する。）

オ 管理運営業務のサービス水準向上を目的とする利用者満足度調査の実施、及び報告書の作成・提出

カ 地方自治法第244条の2第8項に基づく、利用料金（延長保育料）の収納

キ 消防法第8条に定める防火管理者に関する業務

ク その他市が指定する関連業務

※ 詳細は別紙「八王子市立学童保育所業務仕様書（要求水準書）」のとおり

7 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は別表3「リスク分担表」とおりとします。ただし、別表3に定める事項に疑問のある場合又は別表3に定める事項以外の不測の事態が生じ場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を定めるものとします。

8 賠償責任

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うものとします。

- (1) 施設及び設備の設置に起因する損害又は傷害に対する賠償については、市がその責任を負います。ただし、施設及び設備の管理に起因する損害又は傷害に対する賠償については、指定

管理者がその責を負うものとします。

- (2) 指定管理者が故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償するものとします。ただし、市は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるものとします。
- (3) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において、市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければならないものとします。
- (4) 指定管理者は、本業務の実施に当たり、自己の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。ただし、市の責に帰すべき事由により生じたものについては、市が負担するものとします。この場合において、指定管理者と市の負担の割合が不明なとき又は市、指定管理者双方の責に帰することができない事由による場合は、両者の協議により、負担の割合を定めるものとします。
- (5) 市は、指定管理者の責に帰すべき事由により発生した損害について、国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づき第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を、市の支払いのときから政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率による利息を付して、求償することができるものとします。

9 管理運営業務に係る経費の支払方法等

学童保育所では利用料金制を導入しているため、指定管理者は、指定管理業務を遂行するための対価として市が支払う経費(指定管理料)のほか、利用者が支払う利用料金によって賄うものとします。指定管理料は、災害時等の特別の場合を除き原則として増額しないため、事業計画書立案の際は、注意してください。

なお、実施額が予算額を上回る場合及び緊急かつ費用負担が大きい故障等により多大な支出が発生する場合は、別途協議することとします。

管理運営業務に係る経費(指定管理料)の支払方法等については、次のとおりとします。

(1) 指定管理料の支払い方法

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとの年度協定書に基づき、前金払い(精算を伴う項目については概算払い)での支払いとなります。原則として、年4回(4月、7月、10月、2月)に分割して支払います。

(2) 概算払い及び精算

施設職員の「人件費」と在籍児童の「おやつ代」については概算払いとし、会計年度終了後、実績報告書に基づき経費の精算を行います。剰余金が生じたときには市に返納していただきます。また、災害時等の特別の場合を除き、精算時に追加支払いはしません。

なお、概算払いとする理由については、「人件費」は児童の入所状況(児童数や障害児の有無)により大きく変動することから、年度当初に精緻に見込むのが困難であるためです。また、「おやつ代」については、全施設で児童一人当たり月額2,000円相当とし、精算を行うことで公平性の確保を図ることとします。

(3) 区分経理

指定管理者は、本事業の経理業務を行うにあたり、施設ごとの経理書類を作成し、市の開示要求及び監査、調査の要求があった場合には経理書類を開示できるように書類及び体制を整備してください。また、学童保育所の収支決算の内容が確認できる事業報告書を作成し、根拠資料と併せて年度終了の都度、市に提出することとします。

10 応募資格

以下の条件①～③の全てを満たすことを応募の条件とします。

市立学童保育所は、およそ半数が「地域」から立ち上がった自主学童クラブを公設化した経緯があるとともに、八王子市基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン 2040」の重点テーマ「未来の主役づくり」では、地域全体で子育てを支えるとしています。

学童保育所指定管理者にも、「地域」に根ざした管理運営を期待することから、応募資格に「地域」を重視した条件を付しています。

なお、欠格事項の該当の有無を確認するため、警視庁等関係官公署に問い合わせを行う場合があります。

【条件①】 次の（１）から（３）の全ての条件を満たすこと。

- （１） 登記のある法人であること。（「法人」には設立見込みを含む。個人及び任意団体での応募は不可とします。）
- （２） 市内在住、又は学童保育所、小・中学校、認可保育所、認証保育所、保育室、幼稚園、認定こども園のいずれかで勤務経験がある職員を半数以上配置することができること。
- （３） 災害等発生時に迅速に対応するため、当該施設まで徒歩 1 時間圏内に居住する職員を 1 名以上確保できること。

【条件②】 法人として、次の（１）から（３）のいずれかの条件を満たすこと。

- （１） 市内で学童保育所、認可保育所、認証保育所、保育室、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営、又は子育てに関係した活動に実績があること。
- （２） 地方公共団体で学童保育所、認可保育所、認証保育所、保育室、幼稚園、認定こども園のいずれかの事業の受託実績があること。
- （３） 市内の自主学童クラブ又は市立学童保育所において、指導員（指定管理者の職員を含む）として 3 年以上の勤務経験を有する者が構成者となり設立する特定非営利活動法人であること。ただし、令和 8 年（2026 年）9 月末日までに法人設立が確実なものに限ります。

【条件③】 次の（１）から（７）のいずれにも該当しないこと。

- （１） 現指定管理期間の指定管理者の選定において更新制度の対象となったが、業務実績等の評価により優良事業者と認められなかった法人
- （２） 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する法人（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）
- （３） 市から指名停止措置を受けている法人
- （４） 市民税、法人税、消費税等を滞納している法人
- （５） 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人

- (6) 地方自治法第 92 条の 2 (議員の兼業禁止)、第 142 条 (長の兼業禁止)、第 166 条 (副市長の兼業禁止)、及び第 180 条の 5 (委員会の委員及び委員の兼業禁止) に該当する法人
ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合 (長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 1 / 2 を超える法人) を除く。
- (7) 指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人

1 1 応募方法

(1) 応募書類等の配布

応募書類は、資料提供の申込のあった法人へ配付します。申込及び配付方法は、次のとおりとします。なお、窓口での配布は行いません。

- ア 受付期間 令和 8 年(2026 年) 6 月 15 日 (月) から同年 6 月 30 日 (火) 17 時まで
- イ 申込方法 別紙 1 「資料提供申込書」を電子メールにて申込みしてください。
- ウ 申込先 八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課
電子メールアドレス : b321400@city.hachioji.tokyo.jp
- エ 配付方法 電子メールにて、令和 8 年(2026 年) 7 月 1 日 (水) までにメールにて送付します。
- オ 留意事項 本資料は、応募資格を満たしている法人のみに送付します。
(「10 応募資格」参照)

(2) 応募書類

- ア 八王子市立学童保育所指定管理者指定申請書 (第 3 号様式)
- イ 団体の概要書 (任意様式)
- ウ 申請法人の定款・寄付行為、規約又はこれらに類する書類 (最新のもの)
- エ 法人の登記簿謄本 (写し可)
- オ 団体役員名簿 (現在のもの) (任意様式)
※ 住所・生年月日・氏名を含むものとしてください。
- カ 財務諸表 (直近の決算に係るもの)
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
- キ 暴力団排除に係る表明・確約書 (団体用)
※ 申請団体の役員名簿掲載者を対象に、暴力団関係者であることが疑わしい人物がいた場合、警視庁へ照会を行いますので、個人情報の取り扱いに係る本人同意を兼ねた表明・確約書が必要となります。
- ク 八王子市立学童保育所指定管理者事業計画書
 - (ア) 指定管理者としての社会的役割
 - (イ) 基本方針
 - (ウ) 職員計画
 - (エ) 職員雇用・職員体制

- (オ) 職員の研修体制
- (カ) 安全管理及び緊急時の対応
- (キ) 地域・学校との協働や連携
- (ク) 施設の適正な維持管理
- (ケ) 事業の透明性
- (コ) 行政施策への協力・協働
- (サ) 運営の独自性
- (シ) 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策
- (ス) 児童虐待及び性被害の予防や早期発見・早期対応
- (セ) 施設利用の公平性
- (ソ) 苦情や相談への対応
- (タ) 利便性（サービス）の向上
- (チ) 子どもの権利尊重
- (ツ) 環境への配慮
- (テ) 指定管理業務の引継ぎに係る取組み
- (ト) 年間活動計画

ケ 支出計画書

コ 納税証明書等（市民税・法人税・消費税）直近1年分（写し可）（非課税事業者の場合、不要）

サ 納税義務がないことについての申出書（該当があれば提出）（任意様式）

シ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類（直近の1回分）

※ 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し等

ス 健康保険の加入を確認できる書類（直近の1回分）

※ 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し等

セ 厚生年金保険の加入を確認できる書類（直近の1回分）

※ 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し等

ソ 保険加入の必要がないことについての申出書（該当があれば提出）（任意様式）

タ その他市が必要と認める書類

(3) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、選考に必要な場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

(4) 提出部数

原本1部 写し8部 (計9部)

※ 提出書類の規格はA4縦型とし、A4判フラットファイルに綴じてください。

なお、ファイルにはそれぞれ、表紙にタイトル及び、応募者名を記してください。

(5) 提出方法

応募書類は、郵送または窓口にて受け付けます。

(6) 応募書類提出期間

令和8年(2026年)7月1日(水)から同年7月17日(金)17時まで(※期間内必着)
時間 午前8時30分から午後5時15分まで
但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

(7) 応募書類提出先

八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課(八王子市役所本庁舎7階)
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話番号 042(620)7246

(8) 接触の禁止

評価会議参加者、市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

(9) その他

- ア 応募書類提出期間以外は、郵送事故を含め一切受け付けいたしません。また、応募書類提出期間後の応募書類の変更及び追加は市が指示した場合を除き認めません。
- イ 応募書類は返却いたしません。
- ウ 応募経費は応募者の負担とします。
- エ 応募書類に係る虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- オ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

1.2 募集要項等に関する質問

質問は、次のとおり受付します。

なお、質問に対する文書による回答又は別途市から送付する事項に関する通知は、本要項と同等の効力を生じるものとします。

- (1) 受付期間 令和8年(2026年)7月1日(水)から同年7月8日(水)正午まで
- (2) 受付方法 別紙2「募集要項等に係る質問書」を、電子メールで送付してください。
- (3) 提出先 八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課
電子メールアドレス: b321400@city.hachioji.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和8年(2026年)7月13日(月)までに、資料提供申込があった全法人に電子メールにより回答します。
- (5) 留意事項 **書面でのみの受付**とし、来庁及び電話での質問等には一切応じません。

1.3 指定管理者の選定

(1) 一次選考(資格審査)

提出された指定申請書等により応募資格要件に関する資格審査を行います。一次選考結果は7月下旬頃に応募者全員に通知します。

(2) 二次選考

「団体の能力」「提案事業の内容」「価格評価」について、評価を行います。

「団体の能力」及び「提案事業の内容」については、「学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議」において、提出された事業計画書等をもとにプレゼンテーションをしていただき、市が指定管理者に求める「要求水準」を満たしているか第三者評価を行います。

プレゼンテーションの日時等については、別途一次選考結果通知に同封します。

※ 「要求水準」は、「団体の能力」及び「提案事業の内容」30項目において6割以上の評価（得点）を得ることを必須条件としています。

各項目について5点満点で評価を行う場合、全ての項目で3点以上の評価（得点）を得ることが必要です。仮に30項目の評価項目の内、29項目で5点（満点）の評価（得点）を得たとしても、残りの1項目の評価が3点未満だった場合は「要求水準」を満たさないと判断します。

なお、学童保育所事業については、「継続性のある良質な保育」を重要視していることから、関連する評価項目（団体の能力・提案事業の内容）、以下①～⑮の二重線を付した各項目について、配点割合を4倍としています。また、本市においては「地域に根差した管理運営」を期待していることから、関連する評価項目（団体の能力・提案事業の内容）、以下①～⑮の下線を付した各項目について、配点割合を2倍としています。

（3）選定の基準（評価項目等）

次に掲げる項目及び提案金額の評価により事業者を選定します。

ア「団体の能力」に関する項目

- ① 法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。（財務・経理状況が安定していること。）
- ② 子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。
- ③ 法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。
- ④ 職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。
- ⑤ 「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。
- ⑥ 職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。
- ⑦ 危機管理（防火、防犯、事件、事故等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。
- ⑧ 利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。
- ⑨ 施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。
- ⑩ 透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。
- ⑪ 法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。
- ⑫ 学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。

- ⑬ 情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。
- ⑭ 個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。
- ⑮ 支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（使途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか。あるいは間接経費が高額ではないか、など）

イ 「提案事業の内容」に関する項目

- ① 危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。
- ② 利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。
- ③ 災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、子どもの安全確保のための具体的かつ実践的な計画がなされていること。
- ④ 「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。
- ⑤ 児童虐待及び性被害の予防や早期発見・早期対応のための方策が講じられていること。
- ⑥ 子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。
- ⑦ 「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。
- ⑧ 利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用をできるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。
- ⑨ 利用者等からの相談や苦情に、組織的かつ迅速に対応できる体制（保育現場及び法人本部）がとられていること。
- ⑩ 利用者の満足度を高めるため、保護者とのコミュニケーション及び支援を深める方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。
- ⑪ 子どもの意見を大切にし、子どもの権利を守る取組、子どもの権利を広めるための取組が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。
- ⑫ 環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。
- ⑬ 指定管理業務の引継ぎに係る取り組みが適切であること。
- ⑭ 年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。
- ⑮ コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。

ウ 「価格評価」

「価格評価」は、提案額の評価を行います。なお、「価格評価」は以下により価格評価点を算出します。

「価格評価」に関する算出式

$$\left(1 - \frac{\text{提案額} - \text{提案最低価格}}{\text{提案上限額}} \right) \times \text{内容評価点の最高点} = \boxed{\text{価格評価点}}$$

提案最低価格：全ての応募者のうち、最も低額な提案額

提案上限額：市が示した当該施設の要求上限額（別表2）

内容評価点の最高点：全ての応募者の内容評価点（「団体の能力」「提案事業評価」の点数の合計）のうち、最も高い点数

※「支出計画が持続可能な計画となっていること。」また、「各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。」を、団体の能力に関する評価項目（8ページの参照）に掲げているので、低額ならばよいということではありません。

学童保育所の管理運営に係る経費は、施設職員の人件費が大きな割合を占めますので施設職員の処遇面にも配慮したバランスのとれた支出計画を策定し、提案金額を算出してください。

（4）指定管理者候補者の決定

11月下旬頃に評価結果及び指定管理候補者の決定を通知します。

（5）決定

八王子市議会の議決を経て、指定管理者を決定します。

1.4 協定

管理運営業務に関する細目について、条例施行規則第12条の規定に基づき、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた「基本協定書」と、当該事業年度における事項について「年度協定書」を締結します。

1.5 第三者への業務委託

指定管理者は本業務を自ら行うものとし、本業務を一括して第三者に再委託することはできません。ただし、業務仕様書（要求水準書）に掲げる業務については、市の承諾を得て第三者に再委託をすることが可能です。

1.6 情報提供

（1）指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名、候補者として選定された法人の選定理由、事業提案の概要、評価及び評価結果については、原則として市は広く情報提供を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非公開とするものを除く）

（2）指定管理業務に係る情報提供

モニタリングの実施結果の概要等については、市は広く情報提供を行います。(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非公開とするものを除く)

(3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、同条例に定める非公開情報を除き公開します。

1.7 指定の取消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 指定管理者が本業務に関する協定に違反したとき
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき
- (3) 指定管理者が管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき
- (4) 指定管理者が本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき
- (5) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (6) 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき
- (7) モニタリングの指摘内容について、改善が図られないとき

1.8 モニタリングの実施

指定管理者は、当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に従うこととします。

なお、モニタリングの評価結果は公表します。

1.9 その他

(1) 地域との連携及び協働

指定管理業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めるものとします。

(2) 市内業者への優先的発注

本業務を実施するにあたり、物品の調達や業務の一部を委託する場合は、市内業者に優先的に発注するものとします。

(3) 情報公開

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたって、個人情報に関するものを除き、保有する情報を公開するものとします。

(4) 緊急時の対応

管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報するものとします。

また、事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとします。

(5) 災害応急活動等

ア 災害応急活動等

指定管理者は、災害時において、市が「八王子市地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に協力するものとします。

イ 災害応急活動に係る費用負担

市の要請に基づき、協力業務を指定管理者が実施した場合、市が必要と認めた費用応急は、市が負担するものとします。

指定管理者は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を市に請求するものとします。

(6) 環境対策

ア 本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において、「八王子市ゼロカーボン指針」に基づき、環境配慮行動に取り組むものとします。

イ ディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とします。

(7) 業務の引継ぎ

指定期間が終了したとき、及び指定を取り消されたときは、学童保育所の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対して業務の引継ぎを最大限の努力をもって行うこととします。

20 問合せ先

八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 (八王子市役所本庁舎7階)

電話番号 042(620)7246

FAX番号 042(649)6094

メールアドレス b321400@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

公募対象となる施設一覧

No.	学童保育所	クラブ名	所在地 (住所)	小学校区	設置形態	施設面積	構造	施設 定員	分室 実績	高学年 受入 (予定)
1	第四小学童保育所	第一クラブ	明神町2-15-1	第四	学校敷地内独立施設	268.21㎡	軽量鉄骨造	131名		
		第二クラブ	明神町2-21-14		民有地専用施設	71.54㎡	RC造	33名		4年
2	第九小学童保育所		中野上町2-14-1	第九	学校余裕教室	132.28㎡	RC造	71名	○	
3	小宮小学童保育所		小宮町1128-3	小宮	学校敷地内独立施設	193.18㎡	軽量鉄骨造	121名		
4	高倉小学童保育所		高倉町67-2	高倉	学校敷地内独立施設	197.08㎡	軽量鉄骨造・木造	100名		
5	城山学童保育所	第一クラブ	元八王子町2-3351-15	城山	民有地専用施設	105.99㎡	木造	38名	○	6年
		第二クラブ	元八王子町2-1767		学校余裕教室	74.25㎡	RC造	39名		
6	恩方西学童保育所		下恩方町1369	恩方第一	学校敷地内独立施設	177.53㎡	軽量鉄骨造	81名		
7	恩方東学童保育所		下恩方町515-20	元木	学校敷地内独立施設	240.14㎡	軽量鉄骨造	80名	○	
8	つくみ学童保育所	第一クラブ	犬目町44-1	陶鎔	市有地独立施設	127.52㎡	軽量鉄骨造	85名		
		第二クラブ	犬目町41-1		民有地専用施設	128.47㎡	軽量鉄骨造	40名	○	
9	美山小学童保育所		美山町1892	美山	学校敷地内独立施設	87.77㎡	軽量鉄骨造	35名		6年
10	からまつ学童保育所		川口町1557-2	松枝	町会会館	473.74㎡	S造	70名		

※ 定員を超過して申込があった場合、待機児童対策として学校余裕教室等を借用し保育面積を拡張（分室）し、定員を増員する場合があります。なお、これに伴う人員配置や運営経費の変動については、別途市と協議を行います。

※ 定員に余裕があった場合、高学年受入を行います。

※ 学童保育所ごとの指定管理者決定後、新たに第二クラブ等を整備した場合はあわせて管理運営をしていただきます。

各施設に係る指定管理料の要求上限額

NO.	学童保育所	令和9年度から令和13年度 (5年間総額)
1	第四小学童保育所	376,844千円
2	第九小学童保育所	167,462千円
3	小宮小学童保育所	221,765千円
4	高倉小学童保育所	176,122千円
5	城山学童保育所	317,680千円
6	恩方西学童保育所	265,264千円
7	恩方東学童保育所	261,715千円
8	つくみ学童保育所	318,547千円
9	美山小学童保育所	110,736千円
10	からまつ学童保育所	170,032千円

リスク分担表

区分	リスクの種類	リスクの内容	八王子市	指定管理者	両者協議
準備段階	応募手続き	応募費用の負担に関するもの		○	
	募集要項	募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○		
	準備手続き	指定期間開始期における準備（引継ぎ）費用の負担に関するもの			○
事情変更	法令等の変更	管理運営にかかる法令変更			○
		消費税率の変更			○
	税制度の変更	法人税・法人市民税率の変更		○	
		上記以外で管理運営に影響する税率の変更			○
	物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの			○
		著しい物価変動が発生した場合			○
	金利変更	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○	
	需要変動	当初の需要見込みと実施結果との差異によるもの			○
	不可抗力		テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの		
テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲）			○		
全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症による管理運営の変更や対策等に関するもの					○
業務執行	業務内容の変更	八王子市の指示により業務内容変更による経費の増加に関するもの			○
		指定管理者の帰責事由により経費の増加に関するもの		○	
	災害応急活動	八王子市の要請に基づき指定管理者が協力業務に要した費用に関するもの	○		
	一部委託	指定管理者が八王子市の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○	
	債務不履行	八王子市の協定内容の不履行に伴うもの	○		
		指定管理者の協定内容の不履行に伴うもの		○	
	第三者賠償 (※)		指定管理者の帰責事由により第三者へ損害を与えた場合		○
上記以外の場合			○		

区分	リスクの種類	リスクの内容	八王子市	指定管理者	両者協議
財産管理	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○		
	施設破損・瑕疵・劣化	指定管理者の帰責事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの		○	
		上記以外の事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの			
	備品等の損壊・損傷・盗難	指定管理者の帰責事由による場合			○
上記以外の場合					○
事業終了	指定の取り消し	指定管理者の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（指定管理者の損害・損失及び指定管理者の八王子市又は第三者への賠償も含む）		○	
	事業終了・引継ぎ	事業終了時の原状復帰、業務引継ぎに関するもの		○	

本表に定める事項に疑義が生じた場合は、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、八王子市と指定管理者が協議の上、リスク分担を定める。

(※) この場合の「第三者賠償」とは、施設の管理運営において、業務執行又は施設、備品等の不備に起因して、事故等による施設利用者の怪我等や個人情報の漏えい、騒音・振動等により第三者に対して不法行為等の損害賠償責任を負う場合のリスクのこと。